

# 第1章

## 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国では、平成 11（1999）年 6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成 12（2000）年 12 月には、この基本法に基づいて、「男女共同参画基本計画」が策定されました。「男女共同参画社会基本法」では、女性も男性もお互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を、21 世紀における最重要課題としており、市町村における男女共同参画社会の形成のための基本計画策定も位置付けています。また、「男女共同参画基本計画」では、男女共同参画社会の形成のため、総合的体系的に施策を整備・展開することが目指されています。

平成 16（2004）年 12 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）の改正法が施行されたほか、平成 17（2005）年 12 月には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が成立し、ここでは「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」「女性のチャレンジ支援」など、12 の重点分野が掲げられています。

平成 19（2007）年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス\*）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、「改定男女雇用機会均等法」が施行され、女性のみではなく男性に対する差別も禁止されるなど、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止などが追加されました。

さらに、平成 19（2007）年 7 月には「配偶者暴力防止法」の一部改正が行われ、保護命令制度を拡充するとともに、区市町村の努力義務として基本計画の策定などが新たに加わり、平成 22（2010）年 12 月には、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

調布市も、女性も男性もお互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指して平成 19 年度から平成 23 年度を計画期間とする「調布市男女共同参画推進プラン（第 3 次）」を策定し、男女共同参画社会の形成のため、総合的体系的に施策を整備・展開してまいりました。

近年、法制度の整備や施策の進展によって、女性の権利や活躍の場は広まっていますが、その個性や能力を生かせる環境は充分整っているとはいえません。こうした状況の中で、ワーク・ライフ・バランスの推進や配偶者からの暴力の根絶など、重要な課題が浮び上がってきています。

こうした状況を受けて、調布市は平成 21（2009）年 11 月、平成 23（2011）年 3 月に計画期間を終える「調布市男女共同参画推進プラン（第 3 次）」の後継計画のあり方や男女共同参画推進のための条例制定の必要性などについて検討するため「調布市男女共同参画の推進に関する検討会」を設置しました。

### \*ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりが、子育てや介護、自己啓発、地域活動といった仕事以外の生活と仕事を自分が望むバランスで実現できるようにすることをいいます。

さらに市は、検討会の要請に基づき、平成 22（2010）年 7 月から 10 月にかけて「男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という）」、「男女共同参画に関する事業所意識調査」を実施しました。また、同年 8 月には「調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

こうした結果を受けて、調布市では、「人権の尊重と擁護」「ワーク・ライフ・バランスの実現」「男女共同参画社会への推進体制づくり」などの視点に立ち、新たに「調布市男女共同参画推進プラン（第 4 次）（以下「推進プラン」という）」を策定することとしました。

## 第 1 章

計画策定にあたって

## 第 2 章

計画の基本的な考え方

## 第 3 章

施策の展開

## 第 4 章

資料編

## 2 計画の背景

### (1) 世界の動き

- 昭和 50 (1975) 年、メキシコシティで開催された第 1 回世界女性会議「国際婦人年世界会議」において、「平等・開発・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択され、昭和 51 (1976) 年から 10 年間を「国連婦人の 10 年」とすることに決まりました。
- 「国連婦人の 10 年」の中間年となる昭和 55 (1980) 年に、「国連婦人の 10 年中間年世界会議 (第 2 回世界女性会議)」が開催され、基本的人権を尊重する立場から、あらゆる領域における女性差別の撤廃を達成することを目的とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (略称; 女性差別撤廃条約)」の署名式が行われ、男女平等の達成に向けた取組に、世界共通の基盤が提示されました。
- 昭和 56 (1981) 年には、ILO 総会において「男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約 (略称; ILO 第 156 号条約)」が採択され、男女がともに家庭的責任を担えるよう就労状況を整備すべきことを定めています。
- 国際婦人年の最後の年である昭和 60 (1985) 年には、ナイロビにおいて「国連婦人の 10 年最終年国際会議 (第 3 回世界女性会議)」が開催され、10 年間の取組を評価するとともに、なお残された課題を解決するため、西暦 2000 年に向けた行動指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 (略称; ナイロビ将来戦略)」が採択されました。また、平成 2 (1990) 年には、その実施ペースを早めるために国連経済社会理事会において「ナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論 (略称; ナイロビ将来戦略勧告)」が採択されました。
- 平成 5 (1993) 年には、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。
- 平成 7 (1995) 年には「平等・開発・平和」をスローガンとして、「第 4 回世界女性会議」がアジアで初めて北京で開催されました。この会議では 21 世紀に向けて真の男女平等を形成するために「女性のエンパワーメント\*」「女性の人権の尊重」「パートナーシップ」の 3 つの柱を国際的指針として取り上げ、特に重点的に取り組むべき問題領域を明記した「行動綱領」を採択しました。
- 平成 12 (2000) 年にニューヨークで開催された「女性 2000 年会議 21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」では、「行動綱領」に基づいた各国の取組の成果を確認するとともに、さらに強化すべき取組を共有する形で「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。

#### \* 女性のエンパワーメント

女性が自己決定能力を養い、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための力をつけることをいいます。また女性たちが手を携えて、連帯して力をつけていくという意味合いもあります。

- 平成15（2003）年，国連女子差別撤廃委員会は，女子差別撤廃条約の実施に関する進ちょく状況についての日本政府からの報告に対し，10項目の指摘を含む最終コメントを公表しました。
- 平成17（2005）年，第49回国連婦人の地位委員会において「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」の成果文書の再確認と実施状況の評価・見直しが行われました。

## （2）国の動き

- 我が国では「国連婦人の10年」の間に法制度上の整備に努め，昭和60（1985）年には「女性差別撤廃条約」の批准，「男女雇用機会均等法」の成立など，国内の女性問題解決に向けた基盤整備を進めてきました。
- 昭和62（1987）年には，長期的展望に基づいた女性に関する施策の基本方向を明らかにするために「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し，平成4（1992）年4月の「育児休業法」施行，平成5（1993）年の「パートタイム労働法」施行，平成7（1995）年6月の「育児・介護休業法」成立といったさらなる制度整備とともに各種の施策が展開されてきました。
- 平成8（1996）年には，21世紀に向けた男女共同参画社会の形成を促進するために「男女共同参画2000年プラン」が策定され，平成11（1999）年4月には「改正男女雇用機会均等法」が施行されるなど，実質的な男女平等に向けた制度の拡充が図られています。
- 平成11（1999）年6月には，男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題として位置付ける「男女共同参画社会基本法」が成立しました。平成12（2000）年12月には，これに基づいた「男女共同参画基本計画」が策定されており，男女平等を求める動きはより一層力強いものとなっています。また，平成13（2001）年1月の省庁改編に伴い，内閣府が誕生し，男女共同参画会議が設置されました。
- 平成13（2001）年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部施行され（全部施行は平成14年4月），女性に対する暴力を人権にかかわる問題ととらえ取り組まれています。また，平成14（2002）年4月には「改正育児・介護休業法」が施行されるなど，制度の拡充が図られています。
- 平成17（2005）年12月には「男女共同参画基本計画（第2次）」が成立し，男女共同参画社会の形成のために，さらなる施策の充実が図られています。
- 平成19（2007）年には，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに，「改定男女雇用機会均等法」が施策されました。

- 平成 19 (2007) 年 7 月には「配偶者暴力防止法」の一部改正が行われ、保護命令制度を拡充するとともに、区市町村の努力義務として基本計画の策定などが新たに加わりました。
- 平成 22 (2010) 年 12 月には、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### (3) 都の動き

- 東京都では、平成 10 (1998) 年 3 月に男女平等推進のための東京都行動計画として「男女が平等に参画するまち東京プラン」が策定されました。
- 平成 12 (2000) 年 3 月には、全国の自治体に先がけて「東京都男女平等参画基本条例」が制定され、平成 14 (2002) 年 1 月には、新たな行動計画「男女平等参画のための東京都行動計画 (チャンス&サポート東京プラン 2002)」が策定され、この中で、都及び都民、事業者の責務が明らかにされました。
- 平成 19 (2007) 年には改訂版「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン 2007」を策定し、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進」「女性のチャレンジ支援の推進」が重点課題として示されました。
- 平成 21 (2009) 年 3 月には、平成 18 (2006) 年 3 月に策定した「東京都配偶者暴力対策基本計画」が改定されました。

### (4) 調布市の動き

- 昭和 60 (1985) 年 7 月、調布市婦人問題懇話会は、「婦人の自立と男女共同社会の建設」を目指し、社会的に検討されることが少なかった婦人問題に焦点をあて、女性の一生を展望してライフサイクルの各時期に実現したい具合的な課題と解決の方向を中間報告としてまとめました。
- 昭和 62 (1987) 年 3 月、調布市婦人行動計画「婦人の自立と男女共同社会の建設を目指して」と題して最終報告書としてまとめました。また、「調布市婦人問題調査研究報告書 (ちょうふ女性の現状と施策ー2000 年にむけ着実なあゆみを一)」を発行し、今後施策をより効果的に進めるために、本市における女性の現状並びに婦人関係行政の現状を把握し、そこにひそむ婦人問題の課題を明らかにしました。
- 昭和 63 (1988) 年 3 月、家庭生活、労働、社会参加などにおける男性・女性の意識・実態調査を実施し、その結果を「調布市婦人問題意識調査報告書」としてまとめました。
- 平成元 (1989) 年 2 月、調布市婦人行動計画に基づいた事業の一環として、平成元 (1989) 年 1 月に成人式を迎えた 20 歳の方々を対象に婦人問題にかかわる日常生活の意識調査を実施しました。



- 平成元（1989）年7月、今後の男女平等の市政を推進していくため、市職員の意識や、職場における状況を調査し、その実態を明らかにしながら、職員の婦人問題について理解するため「婦人問題に関する職員意識調査」を実施しました。
- 平成2（1990）年1月、長期的展望に立った女性関係施策の基本的方向を明らかにした「調布市婦人行動計画」に基づき、昭和63年度・平成元年度の関係部課の具体的事業の取組を明らかにしました。
- 平成2（1990）年5月、調布市婦人行動計画専門委員会は、「調布市婦人行動計画専門委員会報告書～女性の自立と男女共同社会の建設を目指して～」を提出しました。この中で、従来から用いられてきた「婦人」という用語について検討を行い、男性と対等の立場から「女性」と表現することが適当であるとしました。
- 平成7（1995）年3月、調布市新女性プラン策定懇話会は、「男女の自立と尊厳を目指して－男女平等と共同参画の実現を－」を基本目標とした提言を提出しました。
- 平成9（1997）年3月、懇話会の提言を最大限尊重し、平成8（1996）年3月策定の新たな調布市基本計画との整合を図る中で、懇話会の提言を最大限尊重し、調布市の女性問題解決のための施策を総合的かつ効果的に推進するため「調布市男女共同参画推進プラン男女の自立と尊厳を目指して」を策定しました。
- 平成12（2000）年に「男女共同参画に関する調布市民意識・実態調査」を実施し、市内の男女共同参画をめぐる諸状況を把握するとともに、平成13（2001）年6月からは中間年の見直しのために、調布市男女共同参画推進プラン検討委員会を設置しました。
- 平成14（2002）年3月、調布市男女共同参画推進プラン検討委員会は、調布市男女共同参画推進プランの見直し及び新プラン策定に向けての提言を提出しました。
- 提言では、男女共同参画社会の基盤づくり、女性のエンパワーメントの促進、市民・地域・企業などとのパートナーシップの推進を基本的視点として、一人ひとりの人格と人権が尊重され、誰もが自己実現できる社会、すなわち「調布市の男女共同参画社会の実現に向けて」を基本理念に掲げ、市の取り組むべき問題、課題を提示しました。
- 平成15（2003）年3月、提言を受けて、男女共同参画社会を実現するという視点から「調布市男女共同参画推進プラン－改定版－」を策定しました。
- 平成16（2004）年2月、調布市男女共同参画推進センター（以下「推進センター」という）開設準備協議会は、推進センターの機能と事業内容についてまとめた「新しい推進センターづくりの具体的提言について」を提出しました。
- 平成17（2005）年2月、推進センターの機能を有した「調布市市民プラザあくろす」がオープンしました。

- 同年2月，調布市における男女共同参画社会の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，推進プランの総括及び新たなプランの策定と条例化へ向けた検討を行うことを目的に「調布市男女共同参画の推進に関する検討会」を設置し，8月に「男女共同参画に関する市民意識調査・事業所意識調査」を実施しました。
- 平成18（2006）年3月，検討会は，調布市男女共同参画推進プラン及び条例づくりへ向けての提言をまとめ提出しました。
- 平成19（2007）年3月，検討会からの提言を受け，「ともに認めあい，ともに参画するまち，調布」を基本理念に掲げ，調布市男女共同参画推進プラン（第3次）を策定しました。
- 平成21（2009）年11月，調布市男女共同参画推進プランの総括及び新たなプランの策定を目的に「調布市男女共同参画の推進に関する検討会」を設置しました。
- 平成22（2010）年7月から10月にかけて，「市民意識調査」，「男女共同参画に関する事業所意識調査」を実施しました。
- 平成22（2010）年8月，配偶者からの暴力根絶に向けた取組を推進するために「調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。
- 平成23（2011）年3月，検討会は，推進プランへ向けての提言を提出しました。
- 平成23（2011）年8月，「男女共同参画に関する調布市職員意識調査」を実施しました。
- 平成24（2012）年3月，検討会の提言を踏まえて，推進プラン推進協議会と推進プラン策定委員会で検討・協議し，推進プランを策定しました。



### 3 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会を形成するために調布市の施策の基本方針を示すものです。
- (2) 国の「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画（第3次）」及び都の「男女平等参画基本条例」「男女平等参画のための東京都行動計画（チャンス&サポート東京プラン 2007）」の趣旨を踏まえて策定したものです。
- (3) 「調布市基本計画」との整合を図りつつ、その個別計画として策定したものです。
- (4) 基本目標1（人権の尊重と擁護）の主要課題2（配偶者からの暴力などのあらゆる暴力の根絶）の施策の方向1（配偶者からの暴力防止と被害者支援）は、「調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」に繋がります。

### 4 計画の期間

計画期間は平成24年度を初年度とし、平成33年度を最終年度とした10年間の計画とします。

なお、計画期間の中間年には、今後の社会経済状況や、施策の進ちょく状況を踏まえて、必要な見直しを行い、新しい課題の解決に取り組んでいくものとします。

■計画期間

